

# 消費者ホットラインがスタートしました!!

守ろうよ! みんなを

**☎0570-064-370**

お電話ください。お近くの相談窓口につながります。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄の相談窓口を案内いたしますので、お住まいの郵便番号がわかる方は①を、そうでない方は②を押してください。」

## ①わかる

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を入力



(時間外)「最寄の相談窓口は〇〇消費生活センターです。申し訳ありませんがお住まいの地域の番号が受付時間外ですので、平日〇時から〇時の間に、〇〇-〇〇〇〇までおかけ直してください。」

## ②わからない

携帯電話の場合



固定電話の場合

「お住まいの地域を選択してください。〇〇市は1、△△町は2…を押してください。」

お住まいの地域の番号を入力

※平日、土曜は栃木県消費生活センターへつながります。  
※日曜祝日は国民生活センターへつながります。

## 最寄の相談窓口

※自治体により市の消費生活センターもしくは県の消費生活センターへつながります。  
※市及び県の消費生活センターが閉所日のときは、国民生活センターへつながります。

## 消費者ホットラインとは?

消費生活における各種トラブルに直面した際に、最寄の相談窓口の連絡先がわからない場合でも、消費者ホットラインに電話をかけると、その解決のための助言や斡旋を行なう消費生活センターなどの相談窓口にて年未年始を除いて毎日つながります。

### Q■身近な相談窓口って、どこ?

消費生活センターが設置されている市は市消費生活センターへつながります。消費生活センターが設置されていない市町は県消費生活センターへつながります。

相談窓口の回線種別(IP電話等)によっては直接おつながりできないことがあります。ガイダンスにより受付時間と直通電話番号をご案内しますので、お手数でもおかけ直してください。

### Q■どんな相談も受けてもらえるの?

相談窓口で受けられる相談

- ・悪質商法による被害、訪問販売、通信販売販売等における事業者とのトラブル・産地偽装、虚偽の広告など不適切な表示に伴う事業者とのトラブル
- ・安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害など

相談窓口で受けられない相談

- ・行政の対応に対する不満や要望(行政相談) ・職場での不当な解雇(労働問題)
- ・工場の汚水排出による環境事故(公害)など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合又はその危険が切迫している場合などは、まずは警察・消防にご連絡ください。

### Q■いつでも相談できるの?

土曜日に市消費生活センターが閉所日のときは、県消費生活センターへつながります。市及び県消費生活センターが閉所日のときは国民生活センターへつながります。年未年始を除いて毎日ご利用いただけます。

受付時間は相談窓口ごとに異なります。受付時間外の場合は、ガイダンスにより受付時間及び連絡先のご案内をします。

### Q■この番号にかけないと相談できないの?

身近な相談窓口や消費生活センターの電話番号をご存知の場合や、既に継続している場合には、そちらの電話番号へおかけください。

1回で相談が終わらなかった場合は、次回からはご相談された窓口の電話番号へおかけください。

消費者ホットラインに関する問い合わせ先

生活安全課 ☎40-5555